

# 山梨県公報

第七十二号

令和二年

二月十三日

木曜日

## 目次

### 告示

- 家畜伝染病の発生……………四一
- 道路の供用開始(二件)……………四一
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定(二件)……………四一
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………四二
- 大規模小売店舗の名称等の変更の届出……………四二
- 大規模小売店舗の所在地の変更の届出……………四三
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出……………四三
- 換地処分の実施……………四四
- 土地改良区役員の退任……………四四
- 教育委員会……………四四
- 一般競争入札について……………四四

## 告示

### 山梨県告示第三十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	一	北杜市	令和二年一月三十日

### 山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和二年三月五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	富士川南アルプス線	南アルプス市東南湖字村ノ内 三三六一番一地从先から 南アルプス市東南湖字村ノ内 三三六一番一地从先まで		二五・〇	令和二年二月十三日

### 山梨県告示第三十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所(所身延道路課において、この告示の日から令和二年三月五日まで一般の縦覧に供する。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	南アルプス公園線	南巨摩郡早川町小縄字サカノ 三四九番三地从先から 南巨摩郡早川町小縄字サカノ 三四六番三地从先まで		八二・五	令和二年二月十三日

### 山梨県告示第三十八号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間
県道	甲府韮崎線	甲府市湯村二丁目二二五番一地从先から 甲府市千塚一丁目一五五番一地从先まで	

山梨県告示第三十九号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間
一般国道	百三十九号	富士吉田市下吉田七丁目三五二七番一地从先から 富士吉田市富士見五丁目五八四一番三地从先まで	

山梨県告示第四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年二月四日
- 二 指定道路の位置 笛吹市春日居町桑戸字立石二十九番四
- 三 指定道路の幅員 最大六・〇メートル 最小六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十一・五〇メートル

公 告

大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 富士観光開発株式会社 代表取締役 志村和也 山梨県南都留郡鳴沢村字富士山八千五百四十五番地の六

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 富士観ビルⅡ 山梨県中央市山之神千三百八十三番地一外
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
アピタ田富店	富士観ビルⅡ

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
ユニー株式会社 代表取締役 佐古則男 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 外十六者	株式会社ニトリ 代表取締役 似鳥昭雄 北海道札幌市北区新琴似七条一丁目二番三十九号

- 3 変更の年月日 平成三十年九月九日外
- 三 届出年月日 令和二年一月二十九日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年六月十五日まで

● 大規模小売店舗の所在地の変更の届出  
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 関山産業株式会社 代表取締役 関山文代 山梨県都留市夏狩六百六十四番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 富士見ショッピングセンター 山梨県富士吉田市上吉田東六丁目一番三十九号

2 変更した事項 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
山梨県富士吉田市上吉田三千二百八十四番地一	山梨県富士吉田市上吉田東六丁目一番三十九号

3 変更の年月日 令和元年十一月五日

三 届出年月日 令和二年一月三十日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和二年六月十五日まで

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあっては	住所
-----------------	----

代表者の氏名	
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 赤井幹雄	山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
株式会社ローソン 代表取締役 竹増貞信	東京都品川区大崎二丁目十一番二号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 甲府東ショッピングセンター

(二) 所在地 山梨県甲府市和戸町字藤塚三百六十七番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 十台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 十五台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 六十四平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 八十五平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 十五立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 十七立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 DCMくろがねや株式会社 イ 開店時刻 午前十時 ロ 閉店時刻 午後九時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり 一 DCMくろがねや株式会社 イ 開店時刻 午前十時 ロ 閉店時刻 午後九時 二 株式会社ローソン

<p>来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 駐車場①及び②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 利用することができる時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで</p>	<p>イ 開店時刻 午前零時</p> <p>ロ 閉店時刻 午後十二時</p>
<p>駐車場の自動車の出入口の数及び位置</p>	<p>数 三箇所</p> <p>位置 届出の図面のとおり</p>	<p>数 五箇所</p> <p>位置 届出の図面のとおり</p>
<p>荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p>	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①及び②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>次の各号に掲げる荷さばき施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおり</p> <p>一 荷さばき施設①及び②</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p> <p>ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p> <p>二 荷さばき施設③</p> <p>イ 位置 届出の図面のとおり</p>

ロ 荷さばきを行うことができる時間帯 午前一時から午後三時まで

- 3 変更する年月日 令和二年十月一日
- 三 届出年月日 令和二年一月三十一日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から令和二年六月十五日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（日之城地区第三工区）の換地処分を令和二年一月十六日実施した。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

● 土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任した旨届出があった。

令和二年二月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	田辺篤	甲州市塩山下於曾千二百四十番地	令和二年一月三十一日

### 教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定、経済上の連携に

関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和二年二月十三日

山梨県教育委員会

教育長 市川 満

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 ソフトウェアライセンス (Microsoft365 A5)

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日まで

4 納入場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁高校教育課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。  
(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者  
(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの(地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。)

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てがされている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた

者を除く。)でないこと。

3 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等(平成三十一年山梨県告示第七十三号)の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和二年三月十日(火)まで(山梨県の休日を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参により提出すること。  
山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県教育庁高校教育課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日から令和二年三月十日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和二年三月二十五日(水) 午後三時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁防災新館四階四〇一会議室

5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があつたとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

6 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語  
(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札保証金は、免除する。ただし、落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとし、規則第二百二十条の規定により、違約金を徴収するものとする。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁高校教育課（電話〇五五―二二三―一七六六）

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured: Software License (Microsoft365 A5) User Agreement 1set

2 Date and time for tender: 3:00 PM March 25, 2020

3 Bureau in charge: High School Education Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan  
TEL 055-223-1766